

住宅・交通

土地・建物・住宅など

都市計画

問 都市計画課 ☎25-3366

住居表示

新築届

住居表示実施区域では、住居表示(〇〇町〇番〇号)を使用しなければなりません。住居表示番号は、新築(建て直しも含む)などの建物が完成するころに、市役所へ届け出ていただき決定します。

必要な書類

新築届・建物に関する図面(位置図、公図、配置図、平面図)※図面は、後日お返しします。

■開発行為を行うとき 問 ☎25-3369

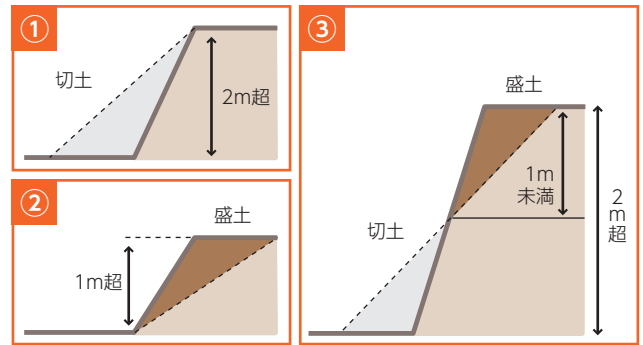
建物を建てるなどの目的で次のような土地の造成や道路の新設などを行う場合は、開発行為の許可が必要です。

- ◎市街化区域:1,000平方メートル以上
- ◎市街化調整区域:全ての開発行為
- ◎非線引都市計画区域:3,000平方メートル以上
- ◎都市計画区域外:10,000平方メートル以上

■土地を造成するとき 問 ☎25-3369

宅地造成工事規制区域内で、宅地(住宅地、露天資材置場、駐車場など)として利用するために次のような土地の造成を行う場合は、許可が必要です。

- ①切土(土地を削ること)により2mを超える崖ができる場合
- ②盛土により1mを超える崖ができる場合
- ③切土と盛土により2mを超える崖ができる場合
- ④30cmを超える切土・盛土を500平方メートルを超えて行う場合



市街化調整区域に建物を建てる時

問 ☎25-3369

市街化調整区域には、原則、建物を建てることはできませんが、農業従事者の住宅を建てる場合など例外として建築が可能になることがあります。

都市計画道路、用途地域などについて

問 ☎25-3367

建築や土地の売買などで、都市計画情報が必要な場合は、都市計画課または「呉地理情報マップ」ホームページでご確認ください。

建築

問 建築指導課 ☎25-3511

建物を建てる時

①建築確認申請

計画された建物が建築基準法などに適合しているか、呉市や民間確認検査機関の確認検査員が審査し、適合していれば「確認済証」が交付され、その後工事が始まります。

②完了検査申請

工事完了後、呉市や民間確認検査機関の確認検査員が建物を検査し、建築基準法に適合していれば「検査済証」が交付され、その後その建物を使用することができます。



※別棟のカーポート等、増築をする際にも地域や規模によって確認申請が必要です。また、建物以外の工作物(看板、煙突など)も申請が必要な場合があります。

■木造住宅耐震診断 **問** ☎25-3513

次の全てに該当する住宅の耐震診断を行っています。

- ①木造の戸建て・長屋・共同住宅で、併用住宅(住宅部分が過半のもの)や賃貸住宅を含む。
- ②昭和56年5月31日以前に建築着工されたもの
- ③在来工法で建築されたもの
- ④2階建て以下のもの

予定戸数 未定(申込み多数の場合は抽選)

自己負担金 必要(1万円)

申込方法 「市政だより」5月号で募集案内します。

■耐震セミナー

住宅の耐震対策の重要性を認識していただくため、建築物防災週間の期間内(8月下旬～9月上旬)に耐震セミナーを開催しています。

■危険建物除却補助 **問** ☎25-3515

- 対象建物**
- ①住宅の不良度判定基準および周辺への危険度判定により認定された建物
 - ②戸建て住宅、長屋、共同住宅、併用住宅(居住部分が過半のもの)
 - ③呉市内に存する空き家

補助額 補助対象工事に要する経費の30%、かつ、最大30万円

- 解体後の条件**
- ①浸水防止措置かつ排水措置(がけ上の場合)
 - ②土砂の流出防止措置(上記以外)

■危険なブロック塀等の除却に助成 **問** ☎25-3515

次の全てに該当するブロック塀等の除却費用を助成

- ①通学路または緊急輸送道路に面するもの
- ②高さが0.6m以上のブロック塀等で、道路からの高さが1.0m以上のもの
- ③点検チェックリストなどの耐震診断で、安全性が確認できないもの
- ④建築基準法の規定に違反していないもの
- ⑤民間が所有しているもの(法人その他団体が所有するものを除く)

補助額 対象事業費(m当たりの上限9,000円)の2/3かつ上限15万円

▶市営住宅

問 指定管理者「株式会社くれせん」☎32-2488

■募集の方法

市営住宅の募集(申込)は、次の2種類があります。

抽選対象住宅 (定期的に公募して、抽選で入居決定)

◎抽選対象住宅の定期募集は、年3回行います。

時期 6月、9月、1月(予定)

◎募集期間・内容は、募集月の市政だよりに掲載します。

◎募集期間中に、詳しい募集内容を記載した「市営住宅入居者募集案内」を配付するとともに、呉市ホームページにも掲載します。

配付場所 株式会社くれせんおよび住宅政策課・各市民センター

随時対象住宅 (空き住宅が出れば、申込順で入居決定)

◎募集は、年間を通じて随時受け付けしています。

◎抽選対象住宅と随時対象住宅は、団地により区分けされています。

◎抽選対象住宅と随時対象住宅は、重複して申し込むことはできません。

■入居申込資格

一般世帯の申込資格

市営住宅に申し込まれる人は、次の①～⑥の全ての条件を満たしていることが必要です。

- ①現在、住宅に困っていること。現在公的住宅(市町村県営住宅)の入居名義人(募集停止の呉市営住宅を除く。)や住宅を持っている人は、申し込みできません。
- ②現に同居または同居しようとする親族がいること。事実上婚姻関係と同様の事情にある人および申込日から3か月以内に婚姻予定の人は、申し込むことができません。
- ③申込者および同居する人の収入合計が、収入基準内であること。(基準額などは、お問い合わせください。)
- ④申込者および同居する人が、市町村民税や市営住宅家賃を滞納していないこと。
- ⑤申込者および同居する人が、暴力団員でないこと。
- ⑥申込者が、成人であること。(未成年者でも、既に婚姻されている人は申し込みできます。)



単身世帯の申込資格

単身で申し込む場合には、単身での日常生活に支障がない人で、「一般世帯の申込資格」の①③④⑤⑥の項目に該当し、さらに、次のいずれかに当てはまる必要があります。(ただし、単身申込可能な市営住宅は限られます。)

- ◎60歳以上の人
- ◎身体障害者手帳の交付を受けた人(障害の程度が1級～4級)
- ◎戦傷病者手帳の交付を受けた人
(特別項症から第6項症までまたは第1款症の人)
- ◎原爆被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている人
- ◎生活保護を受けている人
- ◎ハンセン病療養所入所者など
- ◎精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人
- ◎療育手帳の交付を受けた人
- ◎DV被害に遭われた人(要件あり)
- ◎犯罪被害に遭われた人(要件あり)

■申し込み(入居資格仮審査)に必要な書類

- ①呉市営住宅申込整理票
- ②抽選番号・抽選結果通知用はがき(切手必要。抽選対象住宅のみ)

■申込書類の提出先

指定管理者「㈱くれせん」
〒737-0051 呉市中央3-2-5 勤住ビル2階
※詳しくは、各窓口においてある「市営住宅申込みのしおり」または呉市ホームページをご覧ください。

▶住宅情報

■定住相談、空き家・空き地情報の紹介

問 住宅政策課(定住サポートセンター) ☎25-3394

市外・県外から、呉市への定住を希望される人の相談窓口です。また、呉市内の住宅情報を「呉市空き家バンク」ホームページで公開しています。呉市内において活用できる空き家・空き地の所有者で、賃貸・売却を考えている人からのご相談もお受けします。
※詳しくは、「呉市定住サポートセンターホームページ」をご覧ください。

交通・安全

▶駐車場・駐輪場

問 都市計画課 ☎25-3366

■市営駐車場

- ◎蔵本駐車場 (☎23-2674) 地図①
- ◎呉駅西駐車場 (☎23-9140) 地図②
- ◎本通駐車場 (☎25-3775) 地図③
- ◎阿賀駅前駐車場 (☎72-4672)



住宅・交通



■市営駐輪場

◎呉駅西自転車等駐車場 ☎22-0605

◎広駅前自転車等駐車場 ☎73-0573

※利用時間、駐車料金などについては呉市ホームページをご覧ください。

※回数券・定期券は、各駐車場で販売しております。

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/49/tyusya1.html>

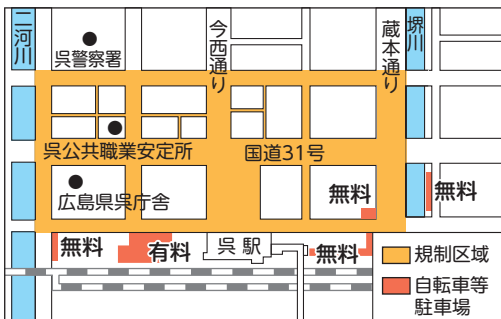


■自転車等放置規制区域

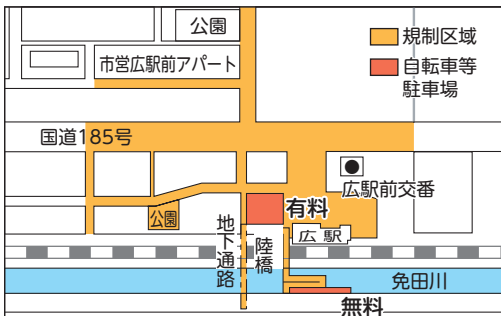
問 土木総務課 ☎25-3207

呉駅、広駅、安芸川尻駅、安浦駅、安登駅、音戸大橋下周辺は自転車等放置規制区域です。この区域に放置されている自転車・バイクなどは撤去します。必ず駐輪場を利用しましょう。

JR呉駅周辺の放置規制区域



JR広駅周辺の放置規制区域



▶公共交通機関

■路線バス、生活バス、乗合タクシー、生活航路

問 交通政策課 ☎25-3239

時刻表や料金を呉市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/28/koutu.html>

▶交通・防犯

問 地域協働課 ☎25-3221

■交通安全

原則、毎月1のつく日(1日、11日、21日(土、日曜・祝日は翌登校日))は、呉市の交通安全日です。

交通安全推進委員などが、各地区で街頭指導や広報活動を行っています。皆様のご協力をお願いします。

また、交通安全に関するビデオやDVDの貸し出しもありますので、ご利用ください。

交通安全教室や、防犯パトロールに関する相談:

地域協働課 ☎25-3221

■警察安全相談

犯罪などによる被害の未然防止、県民生活の安全に関する相談を相談員や警察官がお受けします。

毎週月～金曜日(祝日、休日を除く)

8:30～17:00

呉警察署 警察安全相談係 ☎29-0110

広島警察署 警察安全相談係 ☎75-0110

■市道や公園

市道の陥没・カーブミラーの異常・道路照明:

土木維持課 ☎25-3352

公園内の遊具などの施設の異常:

土木維持課 ☎25-3208



住宅・交通



衛生

▶ 食品の衛生

■食品衛生

問 生活衛生課(すこやかセンターくれ5階) ☎25-3536

食品衛生に関して、営業許可などの相談・申請・施設検査、各種講習会などを実施しています。

■井戸水の衛生管理

問 生活衛生課 ☎25-3538

1年以内ごとに1回以上定期的に水質検査を受けましょう。塩素滅菌器を設置している場合は、毎日点検を行いましょう。

▶ 動物

問 動物愛護センター(郷原町) ☎70-3711

■犬を飼うとき

登録

登録は生後91日以上すべての飼い犬が対象です。一度登録すると生涯有効です(住所変更、死亡、飼主の変更をしたときは届出を)。

狂犬病予防注射

狂犬病は、人と動物に共通する病気です。毎年1回必ず予防注射を受けてください。

■動物愛護センターの取り組み

◎野良犬や放れている犬の保護をしています。

◎犬・猫の譲渡

センターにいる犬・猫を譲渡します。

◎猫の不妊・去勢手術に補助金を支給します(予算の範囲内で補助します)。

■ルール・マナーを守ろう

◎最期まで責任をもって飼いましょう。

◎散歩のときには必ずビニール袋などを持ち、フンを持ち帰りましょう。スコップで土をかけるだけでは始末とはいえません。また、放し飼いはやめましょう。

◎犬にかまれたとき、自分の犬が人をかんだときは、動物愛護センターに連絡してください。

◎不妊・去勢手術を行い、不必要な出産、捨て犬・捨て猫をしないでください。

◎飼い犬が死亡したときは、動物愛護センターに連絡してください。

◎犬や猫を飼わずに無責任に餌だけを与えることはしないでください。

◎犬や猫が行方不明になったときは、動物愛護センターと最寄りの警察に連絡してください。見つければ連絡します。

◎野良猫対策として、野良猫侵入防止器(超音波発生装置)の貸し出しを行っています。貸出期間は原則2週間。無料。動物愛護センターに電話で申し込んでください。

◎地域猫活動に対する支援を行っています。詳しくは、動物愛護センターにお問い合わせください。

地域猫活動とは

地域の理解と協力を得て、不妊去勢手術し、餌やりやふん尿の管理をして、飼い主のいない猫を適切に管理する活動

